

(別紙)

報酬及び費用の算定基準

目次

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の報酬及び費用

第1節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の報酬及び費用の種類（第9条―第11条）

第2節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の通常報酬の額の算定方法

第1款 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の基礎報酬の額の算定方法（第12条―第18条）

第2款 被疑者の国選弁護人の多数回接見加算報酬の額の算定方法（第19条）

第3款 第一審の国選弁護人の公判加算報酬等の額の算定方法（第20条―第25条）

第4款 第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬の額の算定方法（第25条の2）

第3節 被疑者の国選弁護人の要通訳事件加算報酬の額の算定方法（第26条）

第4節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の遠距離接見等加算報酬の額の算定方法（第27条）

第5節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の特別加算報酬の額の算定方法（第28条―第30条）

第6節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の費用の額の算定方法（第31条―第35条）

第7節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の報酬及び費用の請求に関する特則（第36条）

第3章 控訴審の国選弁護人の報酬及び費用（第37条―第47条）

第4章 上告審等の国選弁護人の報酬及び費用（第48条―第55条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、センターが、国選弁護人の事務に関する契約約款に基づいて一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額の算定に必要な事項を定める。

(複数の国選弁護人が選任されたときの算定方法)

第2条 複数の一般国選弁護人契約弁護士が同一の事件の国選弁護人に選任されたときは、当該一般国選弁護人契約弁護士ごとにこの基準の定めるところにより報酬及び費用の額を算定する。

(解任等のときの算定方法)

第3条 一般国選弁護人契約弁護士が、選任に係る事件の国選弁護人を解任されたことにより国選弁護人としての活動を終了したときは、当該解任の時点までの活動について、この基準の定めるところにより報酬及び費用の額を算定する。ただし、国選弁護人を解任された一般国選弁護人契約弁護士が、当該解任後、当該解任と近接した時点において、解任に係る事件を含む事件の国選弁護人に選任されたときは、当該一般国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用の算定に当たっては、当該解任はされなかったものとみなす。

2 一般国選弁護人契約弁護士が、略式命令に対する正式裁判の請求の取下げ、上訴の取下げ又は公訴棄却の判決若しくは決定により、選任に係る事件の国選弁護人としての活動を終了したときは、当該取下げ又は判決若しくは決定の日までの活動について、この基準の定めるところにより報酬及び費用の額を算定する。

(事件を引き継いだときの算定方法)

第4条 一般国選弁護人契約弁護士が、他の弁護人が辞任し又は解任された後、その事件の国選弁護人に選任されたときは、当該選任後の初回の接見又は初回の公判期日を初回の接見又は第1回公判期日とみなして、報酬及び費用の額を算定する。

(複数の被疑者に1人の国選弁護人が選任されたときの算定方法)

第5条 1人の普通国選弁護人契約弁護士が複数の被疑者の国選弁護人に選任されたときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額は、被疑者ごとに算定する。

(併合審理された複数の被告人に1人の国選弁護人が選任されたときの算定方法)

第6条 1人の普通国選弁護士契約弁護士が、公判手続を通じて併合審理された複数の被告人の国選弁護士に選任されたとき（即決被告事件を除く。）は、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次のとおり算定する。

基礎報酬（被告人によって基礎報酬の額が異なるときは、公訴事実中最も重い罪についての基礎報酬）× { 1 + (被告人の数 - 1) × 0.5 }

2 第1項の普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき公判加算報酬（被告人によって公判加算報酬の額が異なるときは、公訴事実中最も重い罪についての公判加算報酬）の額は、併合審理されている被告人の数にかかわらず、被告人の数が1人とみなして算定する。

3 1人の普通国選弁護士契約弁護士が、即決被告事件において、公判手続を通じて併合審理された複数の被告人の国選弁護士に選任されたときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額は、当該複数の被告人の即決被告事件について一括国選弁護士契約が成立した場合の例により算定する。

（公判手続中に審理が分離された複数の被告人に1人の国選弁護士が選任されたときの算定方法）

第7条 1人の一般国選弁護士契約弁護士が複数の被告人の国選弁護士に選任された場合で、公判手続の当初又は途中で選任に係る被告人の被告事件の審理の全部又は一部が分離されたときは、前条の規定にかかわらず、審理が分離された被告人の被告事件について当該一般国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額は、分離された審理の被告人について算定する。

（1人の被告人の複数の公訴事実が併合審理されている場合の算定方法）

第8条 一般国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任された被告事件の被告人の複数の公訴事実が併合審理されているときは、当該一般国選弁護士契約弁護士の報酬及び費用の算定に当たっては、最も重い罪の被告事件を基準とし、選任に係る被告事件の数は1件とする。

2 一括国選弁護士契約弁護士又は複数の即決申立被告事件の国選弁護士に選任され、その報酬及び費用が一括国選弁護士契約が成立した場合の例により算定される普通国選弁護士契約弁護士が、複数の公訴事実が併合審理されている即決被告事件の国選弁護士に選任されたときは、当該一括国選

弁護士契約弁護士及び当該普通国選弁護士契約弁護士の報酬及び費用の算定に当たっては、選任に係る被告事件の数は１件とする。

第２章 被疑者の国選弁護士及び第一審の国選弁護人の報酬及び費用

第１節 被疑者の国選弁護士及び第一審の国選弁護人の報酬及び費用の種類

（報酬及び費用の種類）

第９条 国選弁護人の報酬及び費用は次の各号に掲げるとおりとする。

一 報酬

ア 通常報酬

- ① 基礎報酬
- ② 多数回接見加算報酬
- ③ 公判加算報酬
 - （１）即決被告事件の公判加算報酬
 - （２）実質公判期日に対する加算報酬
 - （３）整理手続期日に対する加算報酬
 - （４）判決宣告期日等に対する加算報酬
 - （５）評議対応加算報酬
- ④ 主任加算報酬
- ⑤ 追起訴加算報酬
- ⑥ 第１回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬

イ 要通訳事件加算報酬

ウ 遠距離接見等加算報酬

エ 特別加算報酬

- ① 重大案件加算報酬
- ② 特別案件加算報酬
- ③ 特別成果加算報酬

二 費用

ア 記録謄写費用

イ 遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料

ウ 手続期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料

エ 通訳人費用

オ 訴訟準備費用

(被疑者の国選弁護人の報酬及び費用)

第10条 刑事訴訟法第37条の2の規定により被疑者（検察官が少年法第43条第1項の規定により家庭裁判所の裁判官に同法第17条第1項の措置を請求し、当該裁判官により同項第2号の観護の措置がとられた少年の被疑者を含む。以下同じ。）の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、②、⑥、同号イ、同号ウ、同号エ②及び③

二 費用 算定基準第9条第2号イからオまで

2 刑事訴訟法第350条の3第1項に規定する被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、同号イ及び同号ウ

二 費用 算定基準第9条第2号イからオまで

(被告人の国選弁護人の報酬及び費用)

第11条 即決被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③(1)及び同号ウ

二 費用 算定基準第9条第2号

2 刑事訴訟法第36条、第37条、第290条、第316条の4第2項、第316条の8第1項又は第2項の規定により、即決被告事件以外の第一審の被告事件のうち、簡易裁判所の被告事件、単独事件（地方裁判所及び家庭裁判所の管轄に属する被告事件で、裁判所法（昭和22年法律第59号）第26条第2項第2号に掲げる事件以外の被告事件をいう。以下同じ。）又は通常合議事件（同号に掲げる被告事件で次項の重大合議事件を除く被告事件及び単独事件で同項第1号に定める決定がされ、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された被告事件をいう。以下同じ。）の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③(2)から(4)まで、⑤、⑥、ウ、エ②及び③

二 費用 算定基準第9条第2号

- 3 前項の刑事訴訟法の規定に基づき、重大合議事件（裁判所法第26条第2項第2号に掲げる被告事件であり、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る被告事件又は故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る被告事件であって、次項の裁判員裁判事件以外のものをいう。以下同じ。）の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③（2）から（4）まで、⑤、⑥、ウ及びエ

二 費用 算定基準第9条第2号

- 4 第2項の刑事訴訟法の規定に基づき、裁判員裁判事件（重大合議事件であって、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第2条第1項に規定する裁判員の参加する合議体で取り扱われた被告事件をいう。以下同じ。）の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③（2）から（5）まで、④から⑥まで、ウ及びエ

二 費用 算定基準第9条第2号

- 5 第2項の刑事訴訟法の規定に基づき、高等裁判所事件（裁判所法第16条第4号に掲げる事件その他高等裁判所が第一審の裁判所となる被告事件をいう。以下同じ。）の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、選任に係る被告事件の種類を基準として、第2項又は第3項に規定するものとする。

第2節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の通常報酬の額の算定方法

第1款 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の基礎報酬の額の算定方法

（被疑者の国選弁護人の基礎報酬）

- 第12条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、被疑者弁護期間（初回の接見、電話交通又は準接見が行われた日を初日と

し、被疑者が釈放（勾留の執行停止によるときを除く。以下同じ。）若しくは起訴され又は家庭裁判所に送致された日（その日以前に国選弁護人を解任されたときは解任の日）を最終日とする期間で、勾留の執行停止期間を除いた期間をいう。以下同じ。）中に選任に係る被疑事件の被疑者と接見、電話交通又は準接見をしたとき、又は選任に係る被疑事件の被疑者の勾留の執行が停止され、当該被疑者が鑑定のために留置されている場合において、その勾留の執行の停止期間中に当該被疑者と接見、電話交通又は準接見をしたときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に基礎報酬を支給する。

2 前項の基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 接見をした場合 第4項の基準接見回数の範囲内である部分について
 $2万6400円 + (\text{接見の回数} (\text{接見の回数が基準接見回数を超えるときは基準接見回数}) - 1) \times 2万$ 円

二 電話交通をした場合及び準接見をした場合 電話交通又は準接見の回数から得られる第5項の接見等合計ポイントが基準接見回数の接見を行った場合の接見等合計ポイントの範囲内である部分について1回1万円

三 接見及び電話交通又は準接見を行った場合で、接見、電話交通及び準接見の回数から得られる接見等合計ポイントが基準接見回数の接見を行った場合の接見等合計ポイントを超える場合 接見について第1号に定める方法により額を算定し、接見の回数が基準接見回数に満たないときは、電話交通及び準接見の回数から得られる接見等合計ポイントが、基準接見回数と接見の回数の差の回数の接見を行った場合の接見等合計ポイントの範囲内である部分について1回1万円として算定した額を加えた額

3 接見、電話交通及び準接見の回数については、次の各号に定めるとおりとする。

一 接見の回数 現に接見をした回数（同一の日の午前に複数回の接見を行ったとき及び同一の日の午後に複数回の接見を行ったときは接見の回数1回と算定する。以下同じ。）

二 電話交通の回数 現に電話交通をした回数（同一の日に複数回の電話交通をした場合は電話交通の回数1回と算定する。以下同じ。）

三 準接見の回数 現に準接見をした回数（同一の日に複数回の準接見を

したときは準接見の回数 1 回と算定する。以下同じ。)

4 基準接見回数は、算定基準別表 B 1 に掲げる弁護期間に応じて、当該別表に定める回数とする。

5 接見等合計ポイントは、第 3 項第 1 号の接見の回数 1 回を 1 ポイント、同項第 2 号に掲げる電話交通の回数 1 回及び同項第 3 号に掲げる準接見の回数 1 回をそれぞれ 0.5 ポイントとする。

(少年の被疑者の国選弁護人、即決裁判手続の確認の意思表示に関する国選弁護人の基礎報酬に関する特則)

第 13 条 家裁送致前少年被疑事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該少年と接見をした場合であって、当該少年の検察官送致後少年被疑事件の国選弁護人に選任され、当該検察官送致後少年被疑事件の国選弁護人として当該少年と接見したときは、検察官送致後少年被疑事件の国選弁護人としての初回の接見に対して当該一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は前条第 2 項の規定にかかわらず、2 万円とする。

2 刑事訴訟法第 350 条の 3 第 1 項の規定により被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が被疑者と接見又は打合せをしたときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に 2 万 6 4 0 0 円の基礎報酬を支給する。

3 前項の普通国選弁護人契約弁護士が、被疑者と接見及び打合せをせず、電話交通のみを行ったときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 電話交通を行った回数が 2 回以下のとき 電話交通の回数 1 回につき 1 万円

二 電話交通を 3 回以上行ったとき 2 万 6 4 0 0 円

(即決被告事件の国選弁護人の基礎報酬)

第 14 条 複数の即決被告事件の国選弁護人に選任された一括国選弁護人契約弁護士及び本則第 15 条の規定により国選弁護人に選任された複数の即決申立被告事件の報酬及び費用の額が一括国選弁護人契約が成立した場合の例により算定される普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の各号に掲げる選任に係る即決被告事件の件数に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 即決被告事件の数が2件のとき 9万5000円
 - 二 即決被告事件の数が3件のとき 13万5000円
 - 三 即決被告事件の数が4件のとき 17万円
 - 四 即決被告事件の数が5件以上のとき 5万円×件数×80%で算出される額
- 2 即決被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士（前項に規定する普通国選弁護人契約弁護士を除く。）及び本則第16条の規定により国選弁護人に選任された1件の即決申立被告事件の報酬及び費用の額が普通国選弁護人契約が成立した場合の例により算定される一括国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、選任に係る即決被告事件1件につき5万円とする。

（即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人の基礎報酬）

第15条 次の各号に掲げる第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が選任に係る被告事件の実質公判期日に出頭したときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に基礎報酬を支給する。

- 一 即決被告事件以外の簡易裁判所の被告事件
 - 二 単独事件
 - 三 通常合議事件
 - 四 重大合議事件
 - 五 裁判員裁判事件
 - 六 高等裁判所事件
- 2 前項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事件の基礎報酬の額は、選任に係る被告事件の種類及び公判前整理手続の有無に応じて、算定基準別表A1に定める額とする。
- 3 第1項第5号に掲げる事件の基礎報酬の額は、選任に係る被告事件の公判前整理手続期日の回数、公判期日の日数、裁判員の参加する合議体の構成及び国選弁護人の数に応じて、算定基準別表A2に定める額とする。

（被疑者の国選弁護人が起訴後に国選弁護人を務めた場合の基礎報酬の算定の特則）

第16条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該被疑者が起訴された後、その被告人の即決被告事件又は簡易裁判所の被告事件の国選弁護人を務めたときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき被告人の国選弁護人としての基礎報酬から9000円（被疑者

の国選弁護人の基礎報酬の額が1万8000円以下のときは当該基礎報酬の額の半額)を控除する。ただし、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額が、算定基準第14条により一括国選弁護人契約が成立した場合の例により算定される場合は、この限りでない。

2 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該被疑者が起訴された後、その被告人の簡易裁判所以外の裁判所の第一審の被告事件(即決被告事件及び裁判員裁判事件を除く。)の国選弁護人を務めたときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき被告人の国選弁護人としての基礎報酬から当該各号に定める額を控除する。

一 被疑者の1件の被疑事件の国選弁護人に選任されたとき 1万2000円(被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額が1万2000円未満のときは被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額)

二 同一の被疑者の複数の被疑事件の国選弁護人に選任されたとき 1万2000円(被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の合計額が2万円以下のときは被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額の半額)

3 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該被疑者の起訴後、その被告人の裁判員裁判事件の国選弁護人を務めたときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬から当該各号に定める額を控除する。

一 被疑者の1件の被疑事件の国選弁護人に選任されたとき 1万5000円(被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額が1万5000円未満のときは被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額)

二 同一の被疑者の複数の被疑事件の国選弁護人に選任されたとき 1万5000円(被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の合計額が2万円以下のときは被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額の半額)

(一定の事由がある場合の基礎報酬の算定に関する特則)

第17条 裁判員裁判事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、算定基準第14条及び同基準第15条第2項の規定にかかわらず、当該一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、これらの規定に定める額の50%の額とし、同基準第28条に規定する重大案件加算報酬及び同基準第29条に規定する特別案件加算報酬は支給しない。

- 一 第1回公判期日までに記録の閲覧及び謄写をしなかったとき
 - 二 第1回公判期日の前日までに被告人と接見、電話交通及び打合せを行わなかったとき（一般国選弁護士契約弁護士が被告人に対して接見若しくは打合せの申入れを行ったとき又は起訴前に国選弁護士又は国選付添人として接見、電話交通若しくは打合せを行ったときを除く。）
- 2 裁判員裁判事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士に、前項各号に掲げるいずれかの事由があるときは、算定基準第15条第3項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同基準別表A2に定める額の25%の額とし、同基準第28条に規定する重大案件加算報酬及び同基準第29条に規定する特別案件加算報酬は支給しない。
- 3 一般国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任された即決被告事件の中に、第1項各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当該一般国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の①から③までに定める方法により算定した額とする。
- ① 第1項各号に掲げる事由がいずれもなかった場合における基礎報酬を処理件数で除し、事件ごとの基礎報酬の額を算出する。
 - ② 第1項各号に掲げるいずれかの事由がある事件について、基礎報酬の額を①の方法により算出した基礎報酬の額の50%の額とする。
 - ③ ②に定める方法により算定した額と、第1項各号に掲げる事由がない事件について①に定める方法により算定した額とを合算する。
- （被告人の国選弁護士が途中で活動を終了した場合の国選弁護人の基礎報酬）

第18条 普通国選弁護士契約弁護士が即決申立被告事件の国選弁護士に選任され、第1回公判期日の前に解任されたときは、当該解任に係る被告事件について当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、起訴後、解任前に、当該普通国選弁護士契約弁護士が行った算定基準別表A3に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第16条第1項の規定は適用しない。

- 2 一括国選弁護士契約弁護士及び本則第15条の規定により国選弁護士に選任された複数の即決申立被告事件の報酬及び費用の額が一括国選弁護士契約が成立した場合の例により算定される普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任された即決申立被告事件の中に、第1回公判期日前に国選

弁護人を解任された事件があるときは、算定基準第14条第1項の規定にかかわらず、当該解任に係る被告事件について当該一括国選弁護人契約弁護士等に支給すべき基礎報酬の額は、同基準別表A3に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第16条第1項の規定は適用しない。

- 3 即決申立被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が第1回公判期日の前に解任されたとき、選任に係る被告事件の第1回公判期日の前に公訴棄却の判決若しくは決定があったとき、又は選任に係る被告事件の第1回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、当該普通国選弁護人契約弁護士が行った算定基準別表A4に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第16条の規定は適用しない。
- 4 普通国選弁護人契約弁護士が、公判係属中に弁護人が辞任し若しくは国選弁護人が解任された即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任され、当該選任の時点以後に選任に係る被告事件の実質公判期日がないときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、当該普通国選弁護人契約弁護士が行った算定基準別表A4に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第16条の規定は適用しない。

第2款 被疑者の国選弁護人の多数回接見加算報酬の額の算定方法

（被疑者の国選弁護人の多数回接見加算報酬）

- 第19条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が被疑者と接見、電話交通又は準接見をした場合において、接見等合計ポイントが、基準接見回数の接見を行った場合の接見等合計ポイントを超えるとときであって、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に多数回接見加算報酬を支給する。
- 2 前項の多数回接見加算報酬の額は、算定基準別表B2に掲げる、接見等合計ポイントから基準接見回数の接見を行った場合の接見等合計ポイントを控除して算定される数に応じて、当該別表に定める額とする。

第3款 第一審の国選弁護人の公判加算報酬等の額の算定方法

（実質公判期日に対する加算報酬）

第20条 即決被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、手続期日に複数回（同一日における複数回の出頭は1回と算定する。）出頭したときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に公判加算報酬を支給する。

2 前項の公判加算報酬の額は、次の数式により算定される額とする。

（出頭した手続期日の回数－1）×3000円

3 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、選任に係る被告事件の実質公判期日に出頭したときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に公判加算報酬を支給する。

4 前項の公判加算報酬の額は、開廷日ごとに、立会時間に応じて、算定基準別表Cに掲げる区分に従い、同基準別表C1からC4まで、同基準別表D1からD4まで及び同基準別表Eに定める額とする。

（整理手続期日に対する加算報酬）

第21条 普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された即決被告事件以外の第一審の被告事件が公判前整理手続又は期日間整理手続に付され、当該普通国選弁護人契約弁護士が公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日に出頭したときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に整理手続期日に対する加算報酬を支給する。

2 前項の整理手続期日に対する加算報酬の額は、整理手続期日1回（同一の日に複数回の整理手続期日に出頭したときは1回と算定する。）につき、算定基準別表Fに掲げる被告事件の種類に応じて、当該別表に掲げる額とする。

（判決宣告期日等に対する加算報酬）

第22条 即決被告事件以外の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、選任に係る被告事件の判決宣告期日等に出頭したときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に判決宣告期日等に対する加算報酬を支給する。

2 前項の判決宣告期日等に対する加算報酬の額は、次の数式により算定した額とする。

出頭した期日の回数（同一の日に複数回の期日に出頭したときは1回と算定する。以下算定基準第42条第2項において同じ。）×3000円

（評議対応加算報酬）

第23条 裁判員裁判事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、公判期日において評議の間在廷を命ぜられ、当該在廷の時間が1時間30分以上である場合で、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に3000円の評議対応加算報酬を支給する。

（主任加算報酬）

第24条 普通国選弁護人契約弁護士が、複数の国選弁護人が選任された算定基準別表A2に掲げる段階が2以上の裁判員裁判事件の国選弁護人に選任され、かつ当該被告事件の主任弁護人に定められ、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に3万円の主任加算報酬を支給する。

（追起訴加算報酬）

第25条 普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された即決被告事件以外の第一審の被告事件において、追加して公訴が提起され（盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第3条に規定する罪について公訴が提起された被告人について、更に同条に規定する罪に係る訴因が追加されたときを含む。以下この条において同じ。）、当該普通国選弁護人契約弁護士が追加して公訴が提起された被告事件の公判手続についても国選弁護人を務め、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、1回に限り、1万5000円の追起訴加算報酬を支給する。

第4款 第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬の額の算定方法

（第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬）

第25条の2 国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭し、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に第1回公

判期日前の証人尋問等期日加算報酬を支給する。

2 前項の第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬の額は、1回の出頭につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 刑事訴訟法第226条若しくは第227条第1項の請求に係る証人尋問の期日又は同法第179条第1項の証拠保全のうち証人尋問の期日

1万円

二 前号に掲げる期日以外の第1回公判期日前の証人尋問等期日 5000円

第3節 被疑者の国選弁護人の要通訳事件加算報酬の額の算定方法

(要通訳事件加算報酬)

第26条 普通国選弁護人契約弁護士が日本語に通じない被疑者の国選弁護人に選任され、当該被疑者との接見、打合せその他の弁護活動に通訳人を要し、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の20%の額の要通訳事件加算報酬を支給する。

第4節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の遠距離接見等加算報酬の額の算定方法

(遠距離接見等加算報酬)

第27条 国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める活動をする目的で移動をした場合において、当該移動が、当該一般国選弁護人契約弁護士の事務所の所在地を管轄する簡易裁判所（以下「最寄簡裁」という。）の主たる庁舎の所在する場所と移動の目的地との直線距離が片道25キロメートル以上となる移動又は当該直線距離が片道25キロメートル未満であって、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から移動の目的地まで最も経済的な通常の経路及び方法によって移動した場合に片道50キロメートル以上となる移動（以下「遠距離移動」という。）である場合であって、当該一般国選弁護人契約弁護士からその旨申出がある場合は、当該一般国選弁護人契約弁護士に遠距離接見等加算報酬を支給する。ただし、遠距離移動が選任に係る

事件の手續期日等（手續期日及び第1回公判期日前の証人尋問等期日をいう。以下同じ。）への出頭のための出張（手續が最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われ、当該手續が行われる場所が最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から直線距離で8キロメートルを超える場合におけるその場所への移動をいう。以下同じ。）を兼ねるときは、遠距離接見等加算報酬は支給しない。

一 被疑者の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士 被疑者との接見、準抗告の申立て、被害者との示談交渉、犯行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ若しくは被疑者の親族、身元引受人又はこれに準じる者との打合せ

二 第一審の被告事件の被告人の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士 被告人との接見、記録の閲覧若しくは謄写、被害者との示談交渉、犯行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ、被告人の親族、身元引受人若しくはこれに準じる者との打合せ又は保釈保証金の納付

2 前項に規定する遠距離接見等加算報酬の額は、1回の移動につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 移動の直線距離が片道25キロメートル以上50キロメートル未満のとき又は移動の直線距離が片道25キロメートル未満であって、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合に片道50キロメートル以上100キロメートル未満となるとき 4000円

二 移動の直線距離が片道50キロメートル以上のとき又は移動の直線距離が片道50キロメートル未満であって、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合に片道100キロメートル以上となるとき 8000円

3 遠距離移動が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件に関する遠距離移動を兼ねるときは、遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。

4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手續期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手續期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねる場合であって、当該遠距離移動に対して、これらの事件に関して日当が支給されるときは、

最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。

第5節 被疑者の国選弁護士及び第一審の国選弁護人の特別加算報酬の額の算定方法

(重大案件加算報酬)

第28条 普通国選弁護士契約弁護士が、公判前整理手続又は期日間整理手続に付され、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る被告事件で、死亡した被害者が2人以上である重大合議事件又は裁判員裁判事件の国選弁護人に選任され、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に重大案件加算報酬を支給する。

2 前項の重大案件加算報酬の額は、当該普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護人に選任された次の各号に掲げる事件の種類に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 裁判員裁判事件 当該事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の25%の額
- 二 前号に掲げる事件以外の被告事件 当該被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の50%の額

(特別案件加算報酬)

第29条 普通国選弁護士契約弁護士が、刑事訴訟法第38条の3第1項第5号により弁護士が解任された被疑事件又は即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任され、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、特別案件加算報酬を支給する。ただし、選任に係る被告事件が前条第1項に規定する被告事件であるときは、特別案件加算報酬は支給しない。

2 前項の特別案件加算報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 選任に係る事件が裁判員裁判事件であるとき 当該事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の25%の額

二 選任に係る事件が前号に掲げる事件以外の事件であるとき 選任に係る被疑事件の通常報酬の額又は選任に係る被告事件の種類及び当該事件が公判前整理手続に付されたか否かに応じて、即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の50%の額

(特別成果加算報酬)

第30条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、算定基準別表G1の活動内容の欄に定める活動を行い、当該活動により、当該別表の成果の欄に定める成果をあげた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面が検察官に提出され、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、当該別表に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る被疑事件が交通事故に関する被疑事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、同別表の番号3から6までに掲げる成果に係る特別成果加算報酬は支給しない。

2 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、選任に係る事件について、算定基準別表G2の成果の欄に定める内容の判決を得た場合であって、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、当該別表に定める限度額の範囲内において、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき通常報酬の額に、当該別表に定める率を乗じて算出した額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、普通国選弁護人契約弁護士が公訴事実を争わずに同基準別表G2の番号3又は4に掲げる成果をあげたとき又は刑の減輕若しくは免除の事由があることを争点として弁護活動することなく同別表の番号5に掲げる成果をあげたときは、当該特別成果加算報酬は支給しない。

3 普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された即決被告事件以外の第一審の被告事件の被告人が勾留されている場合であって、当該普通国選弁護人契約弁護士が次の各号に掲げるいずれかの成果をあげ、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、1回に限り、1万円の特別成果加算報酬を支給する。

一 勾留決定に対する準抗告又は抗告の申立てによる勾留決定の取消し及び被告人の釈放

- 二 勾留取消しの申立てによる勾留の取消し及び被告人の釈放
- 三 保釈請求による保釈許可決定及び被告人の釈放
- 4 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、選任に係る被告事件について、判決の罪となるべき事実摘示された損害について、被害者に関し、算定基準別表G3の成果の欄に定める内容の成果をあげた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられ、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に対し、当該別表の定めるところに従い、当該別表の特別成果加算報酬の額の欄に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る被告事件が交通事故に関する被告事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、当該特別成果加算報酬は支給しない。

第6節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の費用の額の算定方法

(記録謄写費用)

- 第31条 第一審の被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、選任に係る事件の記録を謄写（複写又は記録を写真機で撮影してその画像を印刷又は印画することをいう。以下同じ。）し、その枚数が200枚を超える場合であって、当該一般国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に記録謄写費用を支給する。
- 2 前項の記録謄写費用の額は、謄写枚数が200枚を超える部分について、謄写枚数1枚につき20円（一般国選弁護人契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）とする。
 - 3 第一審の被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、カラー印刷されている記録をカラーで謄写（以下この条において「カラー謄写」という。）したときは、カラー謄写の枚数1枚につきカラー謄写以外の謄写の枚数2枚として換算する。

- 4 普通国選弁護士契約弁護士が、次の各号に掲げる第一審の被告事件の国選弁護人に選任され、当該被告事件の記録を謄写し、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、謄写枚数の全部について、当該普通国選弁護士契約弁護士に記録謄写費用を支給することとし、その額は、前3項の規定にかかわらず、謄写枚数1枚につき、40円（カラー謄写をしたときはカラー謄写1枚につき100円）又は当該普通国選弁護士契約弁護士が記録謄写のために現に支払った額のうちいずれか低い額とする。
- 一 否認事件（被告人が公訴事実の一部を否認している事件を含む。）
 - 二 法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件
 - 三 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件
 - 四 記録の丁数が2000を超える事件
- 5 同一の被告事件に複数の国選弁護人が選任されている場合であっても、当該被告事件の記録については、重ねて記録謄写費用は支給しない。
- 6 第4項各号に掲げる被告事件について、同一の被告事件に複数の普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護人に選任され、謄写記録の複製を作成した場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、複製枚数の全部について、記録謄写費用を支給する。
- 7 前項の記録謄写費用の額は、第2項及び第4項の規定にかかわらず、複製枚数1枚につき10円とする。
- 8 紙以外の媒体による複製以外に複製の方法がない記録を複製した場合であって、一般国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護士契約弁護士に対し、当該記録の複製のために現に支払った額の記録謄写費用を支給する。
- 9 第一審の被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護士契約弁護士が第1回公判期日の前に解任されたとき、選任に係る被告事件の第1回公判期日の前に公訴棄却の判決若しくは決定があったとき、又は選任に係る事件の第1回公判期日の前に当該事件に係る略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、謄写枚数の全部について、当該一般国選弁護士契約弁護士に対し、謄写枚数1枚につき20円（当該一般国選弁護士契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）の記録謄

写費用を支給する。

（遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料）

第32条 一般国選弁護士契約弁護士が、国選弁護人に選任された事件に関して、遠距離移動（記録謄写又は保釈保証金の納付を目的とするものについては、履行補助者を用いてするものを含む。）をし、当該一般国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護士契約弁護士に遠距離接見等交通費を支給する。ただし、遠距離移動が当該事件の手續期日等への出頭のための出張を兼ねるときは、遠距離接見等交通費と期日への出頭のための旅費のうち最も高額なもののみを支給する。

2 前項の遠距離接見等交通費の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 遠距離移動が、遠距離移動の目的地までの交通手段の実情その他の事情を考慮した上で、通常の経路及び方法によるものと認められ、一般国選弁護士契約弁護士が現に支払った交通費の額が、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所と遠距離移動の目的地との直線距離を基準として、民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）第2条第1項に規定する方法により算定される額を超えると認められるとき
当該一般国選弁護士契約弁護士が現に支払った交通費の額

二 一般国選弁護士契約弁護士が、自家用車で遠距離移動をした場合で、前号に掲げる事情を考慮した上で、自家用車の使用が通常の方法と認められるとき 遠距離移動のための通常の経路を基準として、センターが定めるところにより、当該遠距離移動のために必要なものとして算定する額

三 遠距離移動が前2号に掲げる遠距離移動以外のものであるとき 最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所と遠距離移動の目的地との直線距離を基準として、民事訴訟費用等に関する規則第2条第1項に規定する方法により算定される額

3 一般国選弁護士契約弁護士が、遠距離移動の目的（記録謄写又は保釈保証金の納付を目的とするものについては、履行補助者を用いた場合を含む。）のために宿泊を要し、当該一般国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護士契約弁護士に、民事訴訟費用等に関する法律第2条第4号の当事者等の宿泊料の例により算定した額の遠距離接見等宿泊料を支給する。ただし、当該宿泊が選任に係る国選弁護事件の

手続期日等への出頭のための宿泊を兼ねるときは、遠距離接見等宿泊料は支給しない。

- 4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手続期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねるときは、本件の遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料並びに他の事件の旅費及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 本件の遠距離接見等交通費及び他の事件の旅費 本件の遠距離接見等交通費及び他の事件の旅費の中で最も高額なものの額をそれぞれの事件に按分した額

二 本件の遠距離接見等宿泊料及び他の事件の宿泊料 本件の遠距離接見等宿泊料及び他の事件の宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額

- 5 遠距離移動が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の遠距離接見等交通費、他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の額並びに本件の遠距離接見等宿泊料、他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 本件の遠距離接見等交通費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費 本件の遠距離接見等交通費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の中で最も高額なものの額をそれぞれの事件に按分した額

二 本件の遠距離接見等宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 本件の遠距離接見等宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額

(手続期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料)

- 第33条 一般国選弁護人契約弁護士が手続期日等に出頭するための出張をし、当該一般国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に旅費を支給する。

- 2 一般国選弁護人契約弁護士が手続期日等に出頭するための出張をし、出張の目的地への移動のみに要した日がある場合であって、当該一般国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に日当を支給する。
- 3 一般国選弁護人契約弁護士が手続期日等に出頭するための出張をし、そのために宿泊を要した場合であって、当該一般国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に宿泊料を支給する。
- 4 第1項の旅費及び第3項の宿泊料の額の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 第2項の日当の額の算定については、民事訴訟費用等に関する法律第2条第4号の当事者等の日当の例による。
- 6 手続期日等への出頭のための出張が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加弁護事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費、遠距離打合せ・協議等交通費、遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬、遠距離打合せ・協議等加算報酬、遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
 - 一 本件の旅費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費 本件の旅費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額
 - 二 本件の日当並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬 本件の日当並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額
 - 三 本件の宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 本件の宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額
- 7 手続期日等への出頭のための出張が他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手続期日へへの出席又は

被害者参加人が出席することができる公判期日への出席のための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 本件の旅費及び他の事件の旅費 旅費の中で最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額

二 本件の日当及び宿泊料並びに他の事件の日当及び宿泊料 そのうち 1 つをそれぞれの事件に按分した額

(通訳人費用)

第 3 4 条 一般国選弁護士契約弁護士が、国選弁護人に選任された事件に関して、接見その他法廷外における弁護活動に通訳人を要し、当該一般国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護士契約弁護士に通訳人費用を支給する。

2 前項に規定する通訳人費用の額は、一般国選弁護士契約弁護士が現に通訳人に支払った額又は通訳人から請求されている額とする。

(訴訟準備費用)

第 3 5 条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る事件に関して、診断書の作成料、弁護士法第 2 3 条の 2 に基づく弁護士会照会の手数料又は行政機関が発行する証明書の発行手数料を支出し、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、3 万円を限度として、訴訟準備費用として、当該一般国選弁護士契約弁護士が現に支払った額を支給する。

2 被告人の国選弁護人に選任された一般国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件に関して、診断書の作成料、弁護士法第 2 3 条の 2 に基づく弁護士会照会の手数料、行政機関が発行する証明書の発行手数料又は判決書謄本の交付手数料を支出し、当該一般国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護士契約弁護士に、3 万円を限度として、訴訟準備費用として、当該一般国選弁護士契約弁護士が現に支払った額を支給する。

第 7 節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の報酬及び費用の請求に関する特則

(この約款に定める請求がされなかったときの報酬及び費用の算定等)

第36条 国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、選任に係る被疑事件又は被告事件の報酬及び費用を請求をしなかったときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

一 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士 報酬及び費用は支給しない

二 一括国選弁護人契約弁護士が即決被告事件の国選弁護人に選任された場合で、選任に係る被告事件の全部又は一部の報酬及び費用を請求しなかった場合 報酬及び費用を請求しなかった事件について、算定基準第14条第1項又は第2項に規定する基礎報酬の額の50%の額の基礎報酬のみを支給し、費用は支給しない

三 前号の場合で、選任に係る即決被告事件の終結前に国選弁護人を解任された場合 報酬及び費用は支給しない

四 普通国選弁護人契約弁護士が即決被告事件の国選弁護人に選任された場合で、選任に係る被告事件の全部又は一部の報酬及び費用を請求しなかった場合 報酬及び費用を請求しなかった事件について、算定基準第14条第1項又は第2項に規定する基礎報酬の額の50%の額の基礎報酬のみを支給し、費用は支給しない

五 前号の場合で、即決被告事件の終結前に国選弁護人を解任された場合 報酬及び費用は支給しない

六 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士 選任に係る被告事件が裁判員裁判事件以外の被告事件であるときは、選任に係る被告事件が公判前整理手続に付されなかった場合における算定基準別表A1に定める基礎報酬の額の50%の額の基礎報酬のみ、選任に係る被告事件が裁判員裁判事件であるときは、選任に係る事件に応じて同基準別表A2に定める基礎報酬の額の50%の額の基礎報酬のみとし、費用は支給しない

七 前号の場合で、選任に係る被告事件の審理が終了する前に国選弁護人を解任された場合 報酬及び費用は支給しない

2 本則第24条第7項に規定する一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬は基礎報酬のみ、費用は通訳人費用のみとし、当該基礎報酬の額は、選任に係る被疑事件の被疑者との接見状況に応じて、この算定基準により

算定する。

- 3 本則第24条第8項に規定する一般国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬は基礎報酬のみ、費用は通訳人費用のみとし、当該基礎報酬の額は、選任に係る被告事件が係属した裁判所の種類及び当該被告事件の種類に応じて、公判前整理手続に付されないものとして（当該被告事件が裁判員裁判事件である場合は公判前整理手続の回数が1回として）算定する。

第3章 控訴審の国選弁護人の報酬及び費用

（報酬及び費用の種類）

第37条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③（2）から（4）まで、⑥、ウ及びエ

二 費用 算定基準第9条第2号

（基礎報酬）

第38条 控訴審の被告事件に選任された普通国選弁護士契約弁護士が控訴趣意書、答弁書又は弁論内容を記載した書面（以下「控訴趣意書等」という。）を提出したときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に基礎報酬を支給する。

2 前項の基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 原審が即決被告事件である場合 4万円

二 原審が簡易裁判所の事件（前号に掲げる事件を除く。）である場合 5万円

三 原審が地方裁判所又は家庭裁判所の事件（第1号に掲げる事件を除く。）である場合 6万円

3 原審の記録の丁数が1000を超える場合であつて、普通国選弁護士契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 原審の記録の丁数が1000を超え5000以下のとき 前項各号に定める額の150%の額

二 原審の記録の丁数が5000を超え1万以下のとき 前項各号に定める額の200%の額

三 原審の記録の丁数が1万を超えるととき 前項各号に定める額の300%の額

(控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が第一審の国選弁護人を務めていなかった場合の基礎報酬の算定の特則)

第39条 控訴審の被告事件の国選弁護人を務めた普通国選弁護人契約弁護士が、当該被告事件の被告人の第一審の被告事件の国選弁護人を務めていなかったときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき控訴審の被告事件の国選弁護人としての基礎報酬の額は、前条第2項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額に1万7000円を加えた額とする。

(一定の事由がある場合の基礎報酬の算定に関する特則)

第40条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、算定基準第38条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同条第2項各号に掲げる基礎報酬(前条の規定が適用される場合には適用後の額)の50%の額とし、重大案件加算報酬及び特別案件加算報酬は支給しない。

一 原審の記録の閲覧等(原審の記録を閲覧若しくは謄写し、又は原審の弁護人から原審の記録を謄写したものの引継ぎを受けることをいう。以下同じ。)を行うことなく控訴趣意書等を作成したとき。

二 被告人と接見、電話交通及び打合せを行うことなく控訴趣意書等を作成したとき(普通国選弁護人契約弁護士が被告人に対して接見、電話交通又は打合せの申入れをし、当該普通国選弁護人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により接見、電話交通及び打合せをするに至らなかったときを除く。))。

(控訴の取下げ等の場合の基礎報酬)

第41条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が控訴趣意書等を提出する前に、国選弁護人を解任されたとき、選任に係る控訴審の被告事件に公訴棄却の判決若しくは決定があったとき若しくは控訴が取り下げられたとき、又は弁護人が控訴趣意書等を提出した後に解任された控訴審の被告事件の国選弁護人に選任されたときは、当該

普通国選弁護士契約弁護士に基礎報酬を支給する。

- 2 前項の基礎報酬の額は、算定基準別表 A 5 の記録の丁数の欄及び活動内容の欄に掲げる区分に従い、当該別表の基礎報酬の額の欄に定める額とする。

（控訴審公判加算報酬）

第 4 2 条 控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が選任に係る被告事件の実質公判期日、整理手続期日又は判決宣告期日等に出頭したときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に控訴審公判加算報酬を支給する。

- 2 前項の控訴審公判加算報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 実質公判期日に対する加算報酬 開廷日ごとに、立会時間に応じて算定基準別表 C 5 に定める額

二 整理手続期日に対する加算報酬 出頭した期日の回数 × 1 万 9 0 0 円

三 判決宣告期日等に対する加算報酬 出頭した期日の回数 × 3 0 0 0 円
（重大案件加算報酬）

第 4 3 条 普通国選弁護士契約弁護士が、算定基準第 2 8 条第 1 項に規定する被告事件の控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額と同額の重大案件加算報酬を支給する。

（特別成果加算報酬）

第 4 4 条 第一審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が算定基準第 3 0 条第 2 項又は第 4 項に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当該被告事件の控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。

（費用）

第 4 5 条 控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が控訴趣意書等を提出する前に、国選弁護士を解任されたとき、選任に係る控訴審の被告事件に公訴棄却の判決若しくは決定があったとき又は控訴が取り下げられたときは、算定基準第 3 1 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護士契約弁護士に、当該普通国選弁護士

契約弁護士が謄写した記録の謄写枚数の全部について、謄写枚数 1 枚当たり 20 円（普通国選弁護士契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数 1 枚につき 20 円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数 1 枚につき、40 円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）の記録謄写費用を支給する。

（この約款に定める請求がなかったときの報酬及び費用の算定）

第 46 条 控訴審の被告事件に選任された国選弁護士が、選任に係る被告事件の報酬及び費用を請求しなかったときは、報酬及び費用は支給しない。

（準用規定）

第 47 条 前章の簡易裁判所以外の裁判所の第一審の被告事件（即決被告事件及び裁判員裁判事件を除く。）の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士の報酬及び費用に関する規定（算定基準第 16 条を除く。）は、この章に特別の定めがあるものを除いて、その性質に反しない限り、控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士の報酬及び費用の額の算定についてこれを準用する。この場合において、同基準第 31 条第 4 項第 2 号に「法定刑に死刑の定めがある罪に係る」とあるのは「原判決の宣告刑が死刑又は無期の懲役の」と、同基準第 36 条第 3 項に「選任に係る被告事件が係属した裁判所の種類及び当該被告事件の種類に応じて、公判前整理手続に付されないものとして（当該被告事件が裁判員裁判事件である場合は公判前整理手続の回数が 1 回として）」とあるのは「算定基準第 38 条第 2 項及び同基準第 39 条の定めるところにより」と読み替えるものとする。

第 4 章 上告審等の国選弁護人の報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の種類）

第 48 条 上告審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 報酬 算定基準第 9 条第 1 号ア①、③（２）、（４）、⑥、ウ、エ①及び③（同基準第 30 条第 2 項及び第 3 項に規定するものに限る。）
- 二 費用 算定基準第 9 条第 2 号

（基礎報酬）

第 49 条 上告審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約

弁護士が上告趣意書、答弁書又は弁論内容を記載した書面（以下「上告趣意書等」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額の基礎報酬を支給する。

- 一 第一審の事件が即決被告事件である場合 4万円
- 二 第一審の事件が簡易裁判所の事件（即決被告事件を除く。）の場合 5万円
- 三 第一審の事件が前2号に掲げる事件以外の事件の場合 6万円

2 原審の記録の丁数が1000を超える場合であって、普通国選弁護士契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 原審の記録の丁数が1000を超え5000以下のとき 前項各号に定める額の150%の額
- 二 原審の記録の丁数が5000を超え1万以下のとき 前項各号に定める額の200%の額
- 三 原審の記録の丁数が1万を超えるとき 前項各号に定める額の300%の額

（上告審公判加算報酬）

第50条 上告審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が選任に係る被告事件の実質公判期日に出頭したときは、当該普通国選弁護士に、開廷日ごとに、立会時間に応じて算定基準別表C6に定める額の上告審公判加算報酬を支給する。

（重大案件加算報酬）

第51条 普通国選弁護士契約弁護士が、算定基準第28条第1項に規定する被告事件の上告審の被告事件の国選弁護士に選任され、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額と同額の重大案件加算報酬を支給する。

（特別成果加算報酬）

第52条 第一審又は控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が算定基準第30条第2項に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当該被告事件の上告審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。

（基礎報酬の算定に関する特則）

第53条 上告審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、算定基準第49条第1項各号に掲げる基礎報酬の額の50%の額とし、重大案件加算報酬は支給しない。

一 原審の記録の閲覧等を行うことなく上告趣意書等を作成したとき

二 被告人と連絡をとることなく上告趣意書等を作成したとき

（準用規定）

第54条 第3章の規定は、この章に特別の定めのある場合を除いて、その性質に反しない限り、上告審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額の算定についてこれを準用する。この場合において、算定基準第31条第4項第2号に「法定刑に死刑の定めがある罪に係る」とあるのは「原審の判決の内容が死刑又は無期の懲役の」と読み替えるものとする。

（再審事件の国選弁護人）

第55条 再審の事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用については、当該事件の審級、当該事件が係属する裁判所、当該事件の種類、当該事件が公判前整理手続又は期日間整理手続に付されたか否かに応じて、第2章からこの章までに定めるところにより算定する。

以上

別表A1

選任に係る被告事件の種類		公判前整理手続の有無	基礎報酬の額
簡易裁判所の第一審の被告事件		無し	¥66,000
		有り	¥70,000
地方裁判所及び家庭裁判所の第一審の被告事件	単独事件	無し	¥77,000
		有り	¥80,000
	通常合議事件	無し	¥88,000
		有り	¥90,000
	重大合議事件	無し	¥99,000
		有り	¥100,000
高等裁判所事件			事件の種類(通常合議事件又は重大合議事件)及び公判前整理手続の有無に応じて、地方裁判所の第一審の被告事件の基礎報酬の額に準じた額

別表A2

国選弁護人の数	公判前整理手続期日の回数			
	1回以上4回以下 (段階1)	5回以上7回以下 (段階2)	8回以上10回以下 (段階3)	11回以上 (段階4)
複数	¥190,000	¥240,000	¥300,000	¥400,000
単独	¥240,000	¥300,000	¥380,000	¥500,000

※ 公判前整理手続の回数が4回以下で、裁判官1人、裁判員4人の合議体で審理された被告事件については、国選弁護人の数及び公判期日の日数に関わらず、基礎報酬の額は170,000円とする。

※ 段階2及び3の事件の公判期日の日数が2日以下であるとき又は段階4の事件の公判期日の日数が3日以下であるときは、報酬の額は、それぞれ段階を1下げた場合に支給すべき報酬の額とする。

別表A3

番号	活動内容	基礎報酬の額
1	被告人と接見、電話交通若しくは打合せをし、又は選任に係る被告事件の記録の閲覧若しくは謄写したとき	¥9,000
2	番号1の活動内容の欄に掲げる活動をしなかった場合であって、被告人に対し接見若しくは打合せの申し入れをし、又は裁判所に選任に係る被告事件に関して意見書その他の書面を提出したとき	¥5,000

別表A4

番号	活動内容	基礎報酬の額
1	被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき	¥9,000
2	選任に係る被告事件の記録の閲覧又は謄写を行ったとき	¥6,000
3	選任に係る被告事件の記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥16,000
4	被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の記録の閲覧又は謄写を行ったとき	¥15,000
5	被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥25,000

※ 普通国選弁護士契約弁護士が、被告人に接見若しくは打合せの申し入れをし、当該普通国選弁護士契約弁護士の責めに帰することのできない事由により被告人と接見、電話交通及び打合せをすることができなかった場合、又は被告人と接見、電話交通及び打合せをせず、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をした場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、その活動内容に応じて、番号1、4又は5に準じて、当該各番号の欄の基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。

別表A5

番号	記録の丁数	活動内容	基礎報酬の額
1		被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき	¥9,000
2	1000以下	選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥6,000
3		選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥16,000
4		被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥15,000
5		被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥25,000
6	1000を超え 5000以下	選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥9,000
7		選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥24,000
8		被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥18,000
9		被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥33,000
10	5000を超え 10000以下	選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥12,000
11		選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥32,000
12		被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥21,000
13		被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥41,000
14	10000超	選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥18,000
15		選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥48,000
16		被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行ったとき	¥27,000
17		被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の原審の記録の閲覧等を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥57,000

※ 普通国選弁護士契約弁護士が、被告人に接見若しくは打合せの申し入れをし、当該普通国選弁護士契約弁護士の責めに帰することのできない事由により被告人と接見、電話交通及び打合せをすることができなかった場合、又は被告人と接見、電話交通及び打合せをせず、裁判所に意見書その他これに準ずる書面を提出した場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、その活動内容に応じて、番号1、4、5、8、9、12、13、16又は17に準じて、当該各番号の欄の基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。

別表B1

被疑者弁護期間	基準接見回数
4日以下	1回
5日以上8日以下	2回
9日以上12日以下	3回
13日以上16日以下	4回
17日以上20日以下	5回
21日以上25日以下	6回

別表B2

接見等合計ポイントから基準接見回数に1を乗じた数を控除して得た数	被疑者の国選弁護人の多数回接見加算報酬の額
0.5	¥5,000
1	¥10,000
1.5	¥13,000
2	¥16,000
2を超え、弁護期間の日数から基準接見回数を控除して得た数に1を乗じた数まで	超える部分につき、接見等合計ポイントが0.5増えるごとに¥2,000

別表C

第一審の被告事件が係属する裁判所	被告事件の種類	整理手続に付されたか否かの別	公判加算報酬の額を定める別表
簡易裁判所		公判前整理手続及び期日間整理手続に付されていない被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続前の実質公判期日	C1
		公判前整理手続に付された被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続後の実質公判期日	D1
地方裁判所及び家庭裁判所	単独事件	公判前整理手続及び期日間整理手続に付されていない被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続前の実質公判期日	C2
		公判前整理手続に付された被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続後の実質公判期日	D2
	通常合議事件	公判前整理手続及び期日間整理手続に付されていない被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続前の実質公判期日	C3
		公判前整理手続に付された被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続後の実質公判期日	D3
	重大合議事件	公判前整理手続及び期日間整理手続に付されていない被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続前の実質公判期日	C4
		公判前整理手続に付された被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続後の実質公判期日	D4
	裁判員裁判事件		E

高等裁判所		公判前整理手続及び期日間整理手続に付されていない被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続前の実質公判期日	被告事件の種類(通常合議事件、重大合議事件の別)に応じて、C3又はC4
		公判前整理手続に付された被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続後の実質公判期日	被告事件の種類(通常合議事件、重大合議事件の別)に応じて、D3又はD4

別表C1

立会時間	1回目の実質 公判期日の 報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥5,600
45分以上1時間30分未満	¥5,600	¥7,700
1時間30分以上2時間30分未満	¥7,700	¥12,600
2時間30分以上3時間30分未満	¥12,600	¥18,600
3時間30分以上4時間30分未満	¥18,600	¥26,400
4時間30分以上5時間30分未満	¥26,400	¥36,900
5時間30分以上	¥36,900	¥42,900

別表C2

立会時間	1回目の実質 公判期日の 報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥5,800
45分以上1時間30分未満	¥5,800	¥8,200
1時間30分以上2時間30分未満	¥8,200	¥13,600
2時間30分以上3時間30分未満	¥13,600	¥20,500
3時間30分以上4時間30分未満	¥20,500	¥29,100
4時間30分以上5時間30分未満	¥29,100	¥40,600
5時間30分以上	¥40,600	¥47,400

別表C3

立会時間	1回目の実質 公判期日の 報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥6,000
45分以上1時間30分未満	¥6,000	¥8,700
1時間30分以上2時間30分未満	¥8,700	¥14,700
2時間30分以上3時間30分未満	¥14,700	¥22,300
3時間30分以上4時間30分未満	¥22,300	¥31,800
4時間30分以上5時間30分未満	¥31,800	¥44,400
5時間30分以上	¥44,400	¥52,000

別表C4

立会時間	1回目の実質 公判期日の 報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥6,200
45分以上1時間30分未満	¥6,200	¥9,100
1時間30分以上2時間30分未満	¥9,100	¥15,800
2時間30分以上3時間30分未満	¥15,800	¥24,100
3時間30分以上4時間30分未満	¥24,100	¥34,500
4時間30分以上5時間30分未満	¥34,500	¥48,200
5時間30分以上	¥48,200	¥56,500

別表C5

立会時間	報酬額
45分未満	¥7,500
45分以上1時間30分未満	¥12,300
1時間30分以上2時間30分未満	¥23,200
2時間30分以上3時間30分未満	¥36,800
3時間30分以上4時間30分未満	¥53,600
4時間30分以上5時間30分未満	¥74,700
5時間30分以上	¥88,300

別表C6

立会時間	報酬額
45分未満	¥7,900
45分以上1時間30分未満	¥13,200
1時間30分以上2時間30分未満	¥25,300
2時間30分以上3時間30分未満	¥40,400
3時間30分以上4時間30分未満	¥59,000
4時間30分以上5時間30分未満	¥82,200
5時間30分以上	¥97,400

別表D1

立会時間	1回目の実質 公判期日の 報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥6,200
45分以上1時間30分未満	¥6,200	¥9,100
1時間30分以上2時間30分未満	¥9,100	¥15,800
2時間30分以上3時間30分未満	¥15,800	¥24,100
3時間30分以上4時間30分未満	¥24,100	¥34,500
4時間30分以上5時間30分未満	¥34,500	¥48,200
5時間30分以上	¥48,200	¥56,500

別表D2

立会時間	1回目の実質 公判期日の 報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥6,400
45分以上1時間30分未満	¥6,400	¥9,600
1時間30分以上2時間30分未満	¥9,600	¥16,800
2時間30分以上3時間30分未満	¥16,800	¥25,900
3時間30分以上4時間30分未満	¥25,900	¥37,200
4時間30分以上5時間30分未満	¥37,200	¥52,000
5時間30分以上	¥52,000	¥61,100

別表D3

立会時間	1回目の実質 公判期日の 報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥7,500
45分以上1時間30分未満	¥7,500	¥12,300
1時間30分以上2時間30分未満	¥12,300	¥23,200
2時間30分以上3時間30分未満	¥23,200	¥36,800
3時間30分以上4時間30分未満	¥36,800	¥53,600
4時間30分以上5時間30分未満	¥53,600	¥74,700
5時間30分以上	¥74,700	¥88,300

別表D4

立会時間	1回目の実質 公判期日の 報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥7,900
45分以上1時間30分未満	¥7,900	¥13,200
1時間30分以上2時間30分未満	¥13,200	¥25,300
2時間30分以上3時間30分未満	¥25,300	¥40,400
3時間30分以上4時間30分未満	¥40,400	¥59,000
4時間30分以上5時間30分未満	¥59,000	¥82,200
5時間30分以上	¥82,200	¥97,400

別表E

立会時間	公判前整理手続の回数							
	4回以下 (段階1)		5回以上7回以下 (段階2)		8回以上10回以下 (段階3)		11回以上 (段階4)	
	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数
	1回目	2回目以降	1回目	2回目以降	1回目	2回目以降	1回目	2回目以降
45分未満	¥0	¥7,900	¥0	¥8,690	¥0	¥9,875	¥0	¥11,850
45分以上1時間30分未満	¥7,900	¥13,200	¥8,690	¥14,520	¥9,875	¥16,500	¥11,850	¥19,800
1時間30分以上2時間30分未満	¥13,200	¥25,300	¥14,520	¥27,830	¥16,500	¥31,625	¥19,800	¥37,950
2時間30分以上3時間30分未満	¥25,300	¥40,400	¥27,830	¥44,440	¥31,625	¥50,500	¥37,950	¥60,600
3時間30分以上4時間30分未満	¥40,400	¥59,000	¥44,440	¥64,900	¥50,500	¥73,750	¥60,600	¥88,500
4時間30分以上5時間30分未満	¥59,000	¥82,200	¥64,900	¥90,420	¥73,750	¥102,750	¥88,500	¥123,300
5時間30分以上	¥82,200	¥97,400	¥90,420	¥107,140	¥102,750	¥121,750	¥123,300	¥146,100

※ 段階2及び3の事件の公判期日の日数が2日以下であるとき又は段階4の事件の公判期日の日数が3日以下であるときは、報酬の額は、それぞれ段階を1下げた場合に支給すべき報酬の額とする。

別表F

選任に係る被告事件の種類		整理手続期日に対する加算報酬の額
簡易裁判所の被告事件		¥8,300
簡易裁判所以外の 裁判所の被告事件	単独事件	¥8,700
	通常合議事件	¥10,900
	重大合議事件	¥11,700
	裁判員裁判事件	¥21,000

別表G1

番号	活動内容	成果		特別成果加算報酬の額	
1	勾留決定に対する準抗告の申立て	勾留決定の取消し、勾留請求の却下及び被疑者の釈放		¥50,000	
2	勾留取消しの申立て	勾留の取消し及び被疑者の釈放		¥50,000	
3	被疑事実に係る被害者等(被害者、被害者が死亡した場合の被害者の相続人、被害者が未成年である場合又は被害者の精神に重大な故障がある場合の被害者の法定代理人及びこれに準じる者をいう。以下同じ。)からの減刑嘆願書(被疑者又は被告人を宥恕し寛大な処分を求める内容の文書をいう。以下同じ。)の取得、当該被害者等に対する損害賠償又は当該被害者等との和解契約の締結に向けた交渉その他の活動	被疑事実に係る被害に関して、被害者等からの減刑嘆願書の取得	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害者の数で除して得た額	¥5,000
			被疑事実に係る被害者が2人		¥6,000
			被疑事実に係る被害者が3人		¥7,000
			被疑事実に係る被害者が4人以上		¥8,000
4	被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害の50%相当分以上の損害の賠償	被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害の50%相当分以上の損害の賠償	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害者の数で除して得た額	¥10,000
			被疑事実に係る被害者が2人		¥12,000
			被疑事実に係る被害者が3人		¥14,000
			被疑事実に係る被害者が4人以上		¥16,000
5	被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害について実質的な賠償	被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害について実質的な賠償	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害者の数で除して得た額	¥20,000
			被疑事実に係る被害者が2人		¥24,000
			被疑事実に係る被害者が3人		¥28,000
			被疑事実に係る被害者が4人以上		¥32,000
6	被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害について、被害者等との間での和解契約の成立	被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害について、被害者等との間での和解契約の成立	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害者の数で除して得た額	¥30,000
			被疑事実に係る被害者が2人		¥36,000
			被疑事実に係る被害者が3人		¥42,000
			被疑事実に係る被害者が4人以上		¥48,000

※ 番号3から6までについては、番号1又は2の活動内容に掲げる活動をし、当該活動に対する特別成果加算報酬が支給される場合を除く。

※ 番号3から6までについて、被害者1人について、これらが掲げる成果のうちの複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号3から6までに掲げる複数の成果をあげたときは、次の①から⑦までに定める方法により特別成果加算報酬の額を算定する。

① 最も高い番号の成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。

② 最も高い番号の成果を2番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。

③ 最も高い番号の成果及び2番目に高い番号の成果を3番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。

④ 最も高い番号の成果、2番目に高い番号の成果及び3番目に高い番号の成果を4番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。

⑤ 被疑事実に係るすべての被害者について、最も低い番号の成果をあげた場合の特別成果加算報酬を算定する(被疑事実に係る被害者の一部について番号3から6までに掲げる成果がないときは0円と算定する。))。

⑥ ①から⑤までの額を比べ、最も高い額を特別成果加算報酬の額とする。

⑦ ただし、番号4から6までに掲げる成果が含まれる場合で、被疑事実に係るすべての損害の50%相当分以上の損害の賠償をしたときは、⑥で算定される特別成果加算報酬の額と1万円とを比べ、高い方の額を特別成果加算報酬の額とする。

別表G2

番号	成果	特別成果加算報酬の割合
1	判決主文において公訴事実の全部について無罪が言い渡されたとき	100%
2	判決主文において公訴事実の一部について無罪が言い渡されたとき	50%
3	法定刑に死刑がある罪に係る公訴事実に対して、判決で法定刑に死刑がない罪に係る犯罪事実が認定されたとき	30%
4	法定刑に死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮の定めがある罪に係る公訴事実に対して、判決で、それ以外の罪に係る犯罪事実が認定されたとき	
5	判決で、刑の減軽又は免除の理由となる事実を認定し、かつ、刑の免除又は法令の適用において刑の減軽がされたとき	

※ 番号3から5までについては、番号1又は2に掲げる成果をあげ、当該成果に対する特別成果加算報酬が支給される場合を除く。

※ 番号3から5までに掲げる複数の成果をあげたときは、いずれか一つの成果に対する特別成果加算報酬のみを支給する。

※ 番号1については50万円、番号2については30万円、番号3から5までについては20万円を限度額とする。

別表G3

番号	成果	特別成果加算報酬の額	
1	判決の罪となるべき事実 に摘示された被害に関し、被害 者等から減刑嘆願書を得た 場合	判決に摘示された被害 者が1人	¥5,000
		判決に摘示された被害 者が2人	¥6,000
		判決に摘示された被害 者が3人	¥7,000
		判決に摘示された被害 者が4人以上	¥8,000
2	判決の罪となるべき事実 に摘示された被害に関し、被害 者等が被ったすべての損害 の50%相当額以上について 損害賠償をした場合	判決に摘示された被害 者が1人	¥10,000
		判決に摘示された被害 者が2人	¥12,000
		判決に摘示された被害 者が3人	¥14,000
		判決に摘示された被害 者が4人以上	¥16,000
3	判決の罪となるべき事実 に摘示された被害に関し、被害 者等が被ったすべての損害 について、実質的に損害賠 償をした場合	判決に摘示された被害 者が1人	¥20,000
		判決に摘示された被害 者が2人	¥24,000
		判決に摘示された被害 者が3人	¥28,000
		判決に摘示された被害 者が4人以上	¥32,000
4	被害者等との間で、判決の 罪となるべき事実 に摘示された被害に関し、被害者等が 被ったすべての損害につい て、和解契約を成立させた場 合	判決に摘示された被害 者が1人	¥30,000
		判決に摘示された被害 者が2人	¥36,000
		判決に摘示された被害 者が3人	¥42,000
		判決に摘示された被害 者が4人以上	¥48,000

※ 被害者1人について、番号1から4までに掲げる成果のうちの複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号1から4までに掲げる複数の成果をあげたときは、次の①から⑦までに定める方法により特別成果加算報酬の額を算定する。

- ① 最も高い番号の成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ② 最も高い番号の成果を2番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ③ 最も高い番号の成果及び2番目に高い番号の成果を3番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ④ 最も高い番号の成果、2番目に高い番号の成果及び3番目に高い番号の成果を4番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ⑤ 判決に摘示されたすべての被害者について、最も低い番号の成果をあげた場合の特別成果加算報酬を算定する(判決に摘示された被害者の一部について番号1から4までに掲げる成果がないときは0円と算定する。)
- ⑥ ①から⑤までの額を比べ、最も高い額を特別成果加算報酬の額とする。
- ⑦ ただし、番号2から4までに掲げる成果が含まれる場合で、判決に摘示されたすべての被害に係る損害の50%相当分以上の損害の賠償をしたときは、⑥で算定される特別成果加算報酬の額と1万円とを比べ、高い方の額を特別成果加算報酬の額とする。